（法人等向けエクスポージャーの特例）

第三十四条　前二条の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

2　標準的手法採用最終指定親会社は、前項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によりその利用を中止する場合、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十五条　標準的手法採用最終指定親会社は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一　一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二　一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第三十八条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2　前項各号において、標準的手法採用最終指定親会社が複数の中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一の債務者とみなす。

3　第一項及び前項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（抵当権付住宅ローン）

第三十六条　第二十二条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローンが次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクスポージャー（以下「抵当権付住宅ローン」という。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。

一　抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ　抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）又は賃貸に供する目的のものであること。

ロ　抵当権が第一順位であること。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。

二　当該エクスポージャーが抵当権により完全に保全されていること。

三　当該エクスポージャーが次のイからハまでに該当しないこと。

イ　住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

ロ　資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

ハ　抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているエクスポージャー

（不動産取得等事業向けエクスポージャー）

第三十七条　第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウェイトは、第三十二条又は第三十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（延滞エクスポージャー）

第三十八条　第二十二条から前条まで（第三十六条を除く。）の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下同じ。）及び第二十二条から前条まで（第三十六条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーについては、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるものとする。

当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額の割合	リスク・ウェイト（パーセント）
二十パーセント未満	百五十
二十パーセント以上五十パーセント未満	百
五十パーセント以上	五十

2　前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー及び第二十二条から前条まで（第三十六条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーが、抵当権、売掛債権又は動産担保（第百三十三条第四項第三号に掲げる運用要件を満たすものに限る。この場合において、同号中「適格その他資産担保」とあるのは「動産担保」と、「資産」とあり、及び「適格その他資産」とあるのは「動産」と、「内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「標準的手法採用最終指定親会社」と、「当該資産」とあるのは「当該動産」と、「内部格付手法採用最終指定親会社が」とあるのは「標準的手法採用最終指定親会社が」と、「当該内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「当該標準的手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。）により完全に保全されており、かつ、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3　前二項において、標準的手法採用最終指定親会社は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー）

第三十九条　抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーが三月以上延滞エクスポージャーである場合には、第三十六条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

2　前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が二十パーセント以上であるときは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、五十パーセントとする。

3　前二項において、標準的手法採用最終指定親会社は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。